

○筑波大学大学院博士課程第3年次編入学及び転入学に関する法人細則

〔平成18年3月16日〕
法人細則第3号

改正 平成19年法人細則第29号

平成23年法人細則第34号

令和 元年法人細則第20号

筑波大学大学院博士課程第3年次編入学及び転入学に関する法人細則

(趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。以下「大学院学則」という。）第22条第1項に規定する編入学及び同条第2項に規定する転入学（以下「編入学等」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(編入学等の実施)

第2条 編入学等は、該当する学術院（グローバル教育院に置く学位プログラムにあっては当該学位プログラム）（以下「学術院等」という。）において教育上支障がないと認められる場合に限って、実施することができる。

(編入学等の時期)

第3条 編入学等の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上支障がないときは、学術院運営委員会（グローバル教育院に置く学位プログラムにあっては教育院会議）（以下「学術院運営委員会等」という。）の議を経て、学期の始めとすることができる。

(編入学に係る個別の入学資格審査の手続)

第4条 大学院学則第22条第1項第9号に規定する個別の入学資格審査は、別に定める基準により、該当する学術院等において行うものとする。

2 前項の個別の入学資格審査においては、別に定める期日までに、教育を担当する副学長が定める書類の提出を求めるものとする。

(編入学等の出願に係る書類)

第5条 編入学等を志願する者（以下「志願者」という。）は、入学願書に次に掲げる書類を添えて、学長に願出するものとする。

- (1) 検定料受付証明書（志願者が、次条の規定により検定料を国立大学法人筑波大学（以下この号及び次条第2項において「法人」という。）が指定する金融機関（郵便局を含む。以下この号において同じ。）の口座（次条第2項において「指定口座」という。）に納付した際に、当該金融機関から交付される証明書をいう。）又は検定料収納証明書（志願者が次条の規定

により検定料を、法人が指定するコンビニエンスストアで納付した際に当該コンビニエンスストアから交付される証明書又は法人が指定する方法でクレジットカード決済により納付した際に発行される証明書をいう。)

- (2) 成績証明書
- (3) その他学術院等において選考上必要と認めるもの

(検定料)

第6条 志願者は、前条の出願に当たっては、大学院学則別表第1に定める額の検定料を納付しなければならない。ただし、入学志願者が、国費外国人留学生制度実施要項（昭和29年3月31日文部大臣裁定）に基づく国費外国人留学生である場合又は学長が特に定める場合は、この限りでない。

2 検定料は、志願者からの指定口座への納付、法人が指定するコンビニエンスストアでの納付又は法人が指定する方法でのクレジットカード決済による納付により、収納するものとする。

(検定料の返付)

第7条 収納した検定料は、返付しない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、検定料に相当する額を返付することができる。

- (1) 前条第2項の規定により検定料を納付した場合であつて、出願しなかったとき又は出願が受理されなかったとき。
- (2) その他検定料を返付すべき理由があると認められるとき。

(選考方法)

第8条 大学院学則第22条第1項に規定する編入学者の選考は、募集人員、出願要件、出願手続、検定料、選考方法、選考期日、検査場その他必要な事項を記載した募集要項に基づいて、これを行うものとする。

2 大学院学則第22条第2項に規定する転入学者の選考は、書類審査、学力試験、面接その他学術院等の定める方法により行うものとし、その結果を総合して、判定するものとする。

(合格者の決定)

第9条 編入学等の合格者は、学術院運営委員会等の議を経て、学長が決定する。

(在学すべき年数等)

第10条 大学院学則第25条の規定に基づき、学術院長（グローバル教育院に置く学位プログラムにあつてはグローバル教育院長）が編入学等をした者の既に履修した授業科目等の取扱いを決定する場合は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる基準に基づき、これを行うものとする。

- (1) 既に履修した授業科目及び修得した単位数

筑波大学の教育課程に基づき、筑波大学における授業科目の履修とみなし、又は授業科目の履修により修得したものとみなしてその全部又は一部の単位を認定するものとする。

(2) 在学すべき年数

編入学については3年、転入学については、修士課程にあつては大学院学則第4条に、博士課程にあつては大学院学則第5条又は第5条の2に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年数を控除した年数とする。

(3) 在学年限

編入学については5年、転入学については、修士課程にあつては大学院学則第6条に、博士課程にあつては大学院学則第7条又は第7条の2に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年数を控除した年数とする。

附 則

- 1 この法人細則は、平成18年3月16日から施行する。
- 2 第5条から第7条までの規定は、この法人細則の施行前になされた編入学等の出願にも適用する。

附 則（平19.12.20法人細則29号）

この法人細則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平23.9.29法人細則34号）

この法人細則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（令元.12.26法人細則20号）

（施行期日）

- 1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号。以下「改正規則」という。）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科及び当該研究科の研究科長に係る第2条、第3条、第4条第1項、第5条第3号、第8条第2項、第9条並びに第10条本文、第2号及び第3号の規定の適用については、この法人細則による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。